

**(保安基準の原則)**

1. 保安基準は、道路運送車両の構造及び【装置】が運行に十分堪え、操縦その他の【使用】のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を加えないことを確保するものでなければならない。

**(用語の定義)**

2. 【審査時車両】状態とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態。）をいう。

**(不適切な補修等)**

3. 普通貨物自動車に、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備えられていたが、当該灯火に係る電球及び全ての配線が取外されており、かつ、当該灯火器本体はカバーで覆われた状態となっていたので、保安基準に【適合しない】と判断した。
4. 灯火器の破損が、梱包用の粘着テープで補修されていたので保安基準に【適合しない】と判断した。

**(長さ、幅及び高さ)**

5. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては【連結装置中心】から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。
6. 外開き式の窓、換気装置及び後写鏡は、定められた方法で測定した場合において、その自動車の最外側から【250】mm以上、その自動車の高さから【300】mm以上突出してはならない。

**(最低地上高)**

7. 乗車定員が4名である小型乗用自動車の最低地上高を測定する際は、【空車】状態とする。また測定値については、1cm未満は【切り捨て】、cm単位とする。
8. 自動車の地上高（全面）は、【9】cm以上であること。

**(軸重)**

9. 自動車の軸重は、【10】t（牽引自動車のうち告示で定めるものの後軸にあっては【11.5】t）を超えてはならない。
10. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8m未満である場合にあっては【18】t（その軸距が【1.3】m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、19t）、1.8m以上である場合にあっては【20】tを超えてはならない。

**(安定性)**

11. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【20】%（三輪自動車にあっては【18】%）以上であること。
12. 空車状態において、自動車を左側及び右側に、それぞれ【35】°まで傾けた場合に転覆しないこと。

**(最小回転半径)**

13. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

**(接地部及び接地圧)**

14. 空気入ゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり【200】kgを超えないこと。

**(速度抑制装置)**

15. 最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除き、貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上の自動車には、速度抑制装置を備えなければならない。

**(走行装置)**

16. 自動車の空気入ゴムタイヤの滑り止めの溝は、タイヤの接地部の全幅のいずれの部分においても【1.6】mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm）以上の深さを有すること。

**(かじ取装置)**

17. 四輪以上の自動車のかじ取装置をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量は、走行【1】mについて【5】mmを超えてはならない。

**(施錠装置)**

18. 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、【変速装置】、かじ取装置又は【制動装置】には、施錠装置を備えなければならない。

**(制動装置)**

19. 自動車の制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

◎ブレーキ・テストの指示がkgfの場合

項目			基準
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	【8】%以下
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	【8】%以下
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	【10】%以上
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	【50】%以上 ※【40】%以上
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			【20】%以上

◎ブレーキ・テストの指示がNの場合

項目			基準
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	【0.78】N/kg以下
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	【0.78】N/kg以下
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	【0.98】N/kg以上
	総和	審査時車両状態における自動車に対する制動力の値	【4.90】N/kg以上 ※【3.92】N/kg以上
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			【1.96】N/kg以上

※ブレーキ・テストのローラが濡れている場合。

20. 自動車の制動力を測定する際、審査時車両状態における自動車の前軸重は、空車状態における前軸重に【55】kgを加えた値とする。また、自動車の後軸重は、空車状態における【後軸重】の値とする。

#### (緩衝装置)

21. 自動車には、ばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、【大型特殊】自動車、車両総重量【2】t未満の被牽引自動車及び最高速度【20km/h】未満の自動車（爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く）にあつては、これを省略することができる。

#### (燃料装置)

22. 自動車の燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から【300】mm以上離れていること。

#### (車体表示)

23. 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、【最大積載容積】及び【積載物品名】）を表示しなければならない。

#### (巻込防止装置)

24. 貨物の運送の用に供する車両総重量8t以上の普通自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【450】mm以下、その上縁の高さが地上【650】mm以上となるように取付けられていること。

25. 貨物の運送の用に供する車両総重量8t以下の普通自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【600】mm以下となるように取付けられていれればよい。

#### (前部潜り込み防止装置)

26. 【貨物】の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量【3.5】tを超えるものは、その前面に前部潜り込み防止装置を備えなければならない。

#### (乗車装置)

27. 二輪自動車の後部座席は、【握り手】及び【足かけ】を有し、安全な乗車を確保できるものであること。

#### (運転者席)

28. 普通自動車及び小型自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く）であつて車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く）であつて車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ【1】m直径【30】cmの円柱をいう）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

- (1) 当該自動車の前面から【2】mの距離にある鉛直面
- (2) 当該自動車の前面から【2.3】mの距離にある鉛直面
- (3) 自動車の左側面から【0.9】mの距離にある鉛直面
- (4) 自動車の右側面から【0.7】mの距離にある鉛直面

29. 貨物自動車の運転者席は、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有すること。ただし、最大積載量が【500】kg以下の貨物自動車であつて、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

**(座席ベルト非装着時警報装置)**

30. 乗車定員【10】人未満の乗用自動車及び車両総重量が【3.5】t以下の貨物自動車は、運転者席及び【その他】の座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

**(頭部後傾抑止装置)**

31. 自動車（車両総重量が【3.5】tを超える自動車、二輪自動車等を除く）の座席のうち【**運転者席**】及びこれと【**並列**】の座席には、基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。

**(通路)**

32. 乗車定員【11】人以上の自動車（緊急自動車を除く）及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。

**(非常口)**

33. 【**幼児**】専用車及び乗車定員【30】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、告示で定める基準に適合する非常口を設けなければならない。

**(物品積載装置)**

34. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車（さし枠の取付金具は有さないものとする）の荷台（傾斜するものに限る）は、当該自動車の【**最大積載量**】を当該荷台の容積（【0.1】m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする）で除した値が普通自動車にあっては【1.5】t/m<sup>3</sup>以上、小型自動車にあっては【1.3】t/m<sup>3</sup>以上であること。

**(窓ガラス)**

35. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【100】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【125】mm以内となるように貼付又は刻印されたものは基準に適合する。

**(近接排気騒音)**

36. 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。（従前規定）

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	【98】
	車両総重量が3.5t以下のもの	【97】
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両の後部に原動機を有するもの	【100】
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	【96】
側車付二輪自動車		94

**(近接排気騒音の測定方法)**

37. 絶対値規制適用の近接排気騒音を測定する際、騒音計のマイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方【45】±10°に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から【0.5】±0.025m離れた位置で、かつ、排気管の開口部の中心高さの±【0.025】mの位置とする。
38. 近接排気騒音の測定方法は、原動機を最高出力時の回転数の【75】%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分【5000】回転を超えるものにあつては、【50】%）の回転数±【3】%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

**(CO・HC規制)**

39. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時（無負荷運転している状態）における排出ガスの規制値。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
a. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	【2】%	100万分の【500】
b. 2サイクルの原動機を備える自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く)	4.5%	100万分の7,800
c. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	【0.5】%	100万分の【1,000】
d. 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500
e. aからdまでに掲げる自動車以外の自動車	【1】%	100万分の【300】

※当該自動車の排出ガス規制の【識別記号】が付されている場合は、当該【識別記号】に係る規制値に基づき判定するものとする。

**(黒煙汚染度規制・光吸収係数規制)**

車種	黒煙汚染度規制値 (黒煙測定器)	光吸収係数規制値 (オパシメータ)
平成5年規制前の自動車 (ガス記号無し又はU-・Y-等)	【50】%以下	2.76m <sup>-1</sup> 以下
平成5年・6年規制車 (KA-・KB-・KC-・KD-)	【40】%以下	1.62m <sup>-1</sup> 以下
平成9年～17年規制車（上記以外の2ケタ及び下記以外の3ケタの記号車、KE-・KF-・A〇〇-・N〇〇-等)	【25】%以下	【0.80】m <sup>-1</sup> 以下
平成21年・22年規制車 ポスト新長期規制車 (F, L, M, Q, R, S, Tで始る3ケタの記号車)	—	【0.50】m <sup>-1</sup> 以下

### (走行用前照灯)

#### 40. 走行用前照灯測定による前照灯試験

	基準値 (光度)
4灯式	1灯につき12,000cd以上。又は他の走行用前照灯との和が【15,000】cd以上
注：4灯式とは、同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。	
4灯式以外	すれ違い用前照灯が同時に点灯しないものは1灯につき【15,000】cd以上
	すれ違い用前照灯が同時に点灯するもので主走行用ビームが1灯につき【12,000】cd以上 上記基準値に満たないものはすれ違い用前照灯と主走行用ビームとの和が15,000cd以上

	基準値 (前方10mにおける最高光度点の位置)
最高光度点の垂直位置 (上・下方向)	取付け高さ (照明部中心) の100mm上方の平面から取付け高さの5分の1下方までの範囲内
最高光度点の水平位置 (左・右方向)	左右にそれぞれ【270】mmの範囲内

### (すれ違い用前照灯)

#### 41. すれ違い用前照灯測定による前照灯試験 (すれ違い用前照灯の照明部中心高さが1000mm以下で、カットオフラインを有する場合)

	基準値 (光度及び前方10mにおけるエルボ一点の位置)
光度測定点における光度	左方230mm、下方110mmの位置で【6,400】cd以上
エルボ一点の垂直位置及び、水平位置	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ270mmの直線に囲まれた範囲内

### (前部雾灯)

#### 42. 前部雾灯の灯光の色は、【白色】又は【淡黄色】であり、その全てが同一であること。また、同時に【3】個以上点灯しないように取付けられていること。

#### 43. 前部雾灯は、【走行用前照灯】及び【すれ違い用前照灯】の点灯状態にかかわらず、【点灯】及び【消灯】できるものであること。

### (車幅灯)

#### 44. 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から【400】mm以内 (被牽引自動車にあっては、【150】mm以内) となるように取付けられていること。

### (前部反射器)

#### 45. 被牽引自動車の前面に備える前部反射器の反射部は【三角形】以外の形状であり、当該反射器による反射光の色は【白色】であること。

### (側方反射器)

#### 46. 長さが【6】mを超える自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。また、反射光の色は【橙】色であること。

### (番号灯)

#### 47. 番号灯の灯光の色は、【白】色であること。また、【運転者席】において消灯できない構造又は前照灯、前部雾灯若しくは【車幅灯】のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。

### (尾灯)

48. 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から【400】mm以内となるように取付けられていること。

### (後部反射器)

49. 後部反射器の反射部は【三角形】以外の形状であること。また、反射部の大きさは【10】cm<sup>2</sup>以上であり、後部反射器による反射光の色は【赤色】であること。

### (制動灯)

50. 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の【5】倍以上となる構造であること。

### (補助制動灯)

51. 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10人】未満のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車（【バン】型に限る）であって車両総重量が【3.5】t以下のもの

### (後退灯)

52. 長さが6mを超える普通貨物自動車に備える後退灯の数は、【2個】、【3個】又は【4個】であること。

### (方向指示器)

53. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅するものであること。

### (補助方向指示器)

54. 自動車の両側面には、補助方向指示器を【1】個ずつ備えることができる。

### (その他の灯火等の制限)

55. 自動車には、規定された灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が【橙】色である灯火で照明部の上縁が地上【2,500】mm以下のもの又は灯光の色が【赤】色である灯火を備えてはならない。

### (警音器)

56. 警音器の音の大きさは、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

### (非常信号用具)

57. 自動車には、非常時に灯光を発することにより【他の交通】に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、【大型特殊】自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

### (直前及び側方の視界)

58. 小型貨物自動車の直前及び側方の視界の基準について、運転者が運転者席において高さ【1】m直径【30】cmの円柱であって、当該自動車の前面から【0.3】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車は右側面）から【0.3】mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りではない。

### (速度計)

59. 平成19年1月1日以降に製作された四輪自動車（最高速度40km/h以上）の速度計の誤差を速度計試験機を用いて計測する場合、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の速度計試験機の指示は【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。また、二輪自動車（最高速度40km/h以上）については、【29.1】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。

60. 速度計の速度の表示は、【km/h】でなければならない。

### (消火器)

61. 次の自動車には、消火器を備えなければならない。

◎乗車定員【11】人以上の自動車

◎【幼児】専用車

### (運行記録計)

62. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上（緊急自動車及び被牽引自動車を除く）のものには、運行記録計を備えなければならない。

### (道路維持作業用自動車)

63. 道路維持作業用自動車には、次の灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。

(1)【黄】色であって点滅式のもの

(2)【150】mの距離から点灯を確認できるもの

### (自主防犯活動用自動車)

64. 自主防犯活動用自動車に備える青色防犯灯の灯光の色は【青】色であり、その数は【1】個であること。

### (危険物を運送する自動車)

65. 危険物を運送する自動車について、車体外及び荷台その他危険物を積載する場所にある【電気配線】は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

### (乗車定員)

66. 自動車の乗車定員の算出について、連続した座席の座席定員は次によるものとする。

(1)【幼児専用】車以外の自動車にあつては、当該座席の幅を【40】cmで除して得た整数値とする。ただし、当該座席の幅から76cmを引いた値を【40】cmで除して得た整数値に2を加えた値を用いることができる。

(2)【幼児専用】車にあつては、当該座席の幅を27cmで除して得た整数値とする。